

佐藤主光先生
「給付付き税額控除と
社会保険料の租税化について」への
コメント

2026年4月10日（金）

RIETIコンサルティングフェロー 小林庸平

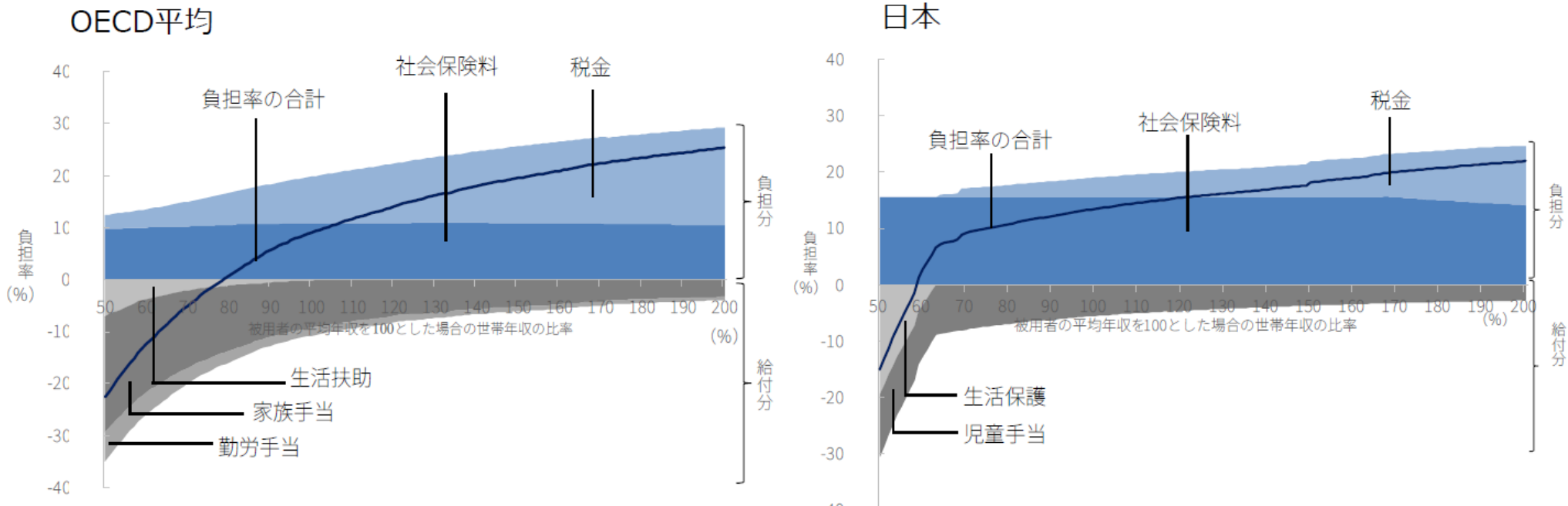
※本資料は、コメンテーターの所属する組織の見解を表すものではありません。

コメント 1「給付付き税額控除によって強化すべき再分配や行動変容は何か？」

■給付付き税額控除には、①勤労税額控除型、②児童税額控除型、③社会保険料負担軽減税額控除型、④消費税逆進性対策税額控除型、の4類型があるとのことだが、日本の負担率の現状に照らして、何を優先すべきか？

- 給付付き税額控除だけでなく、社会保険料負担自体の逆進的な構造に見直しは不要か？
- 高所得層の負担率を高める必要はないか？

共働き子育て世帯の年収と負担率の構造 (日本・OECD比較、2024年のOECDデータに、日本の2025・26年度の制度改正を反映)

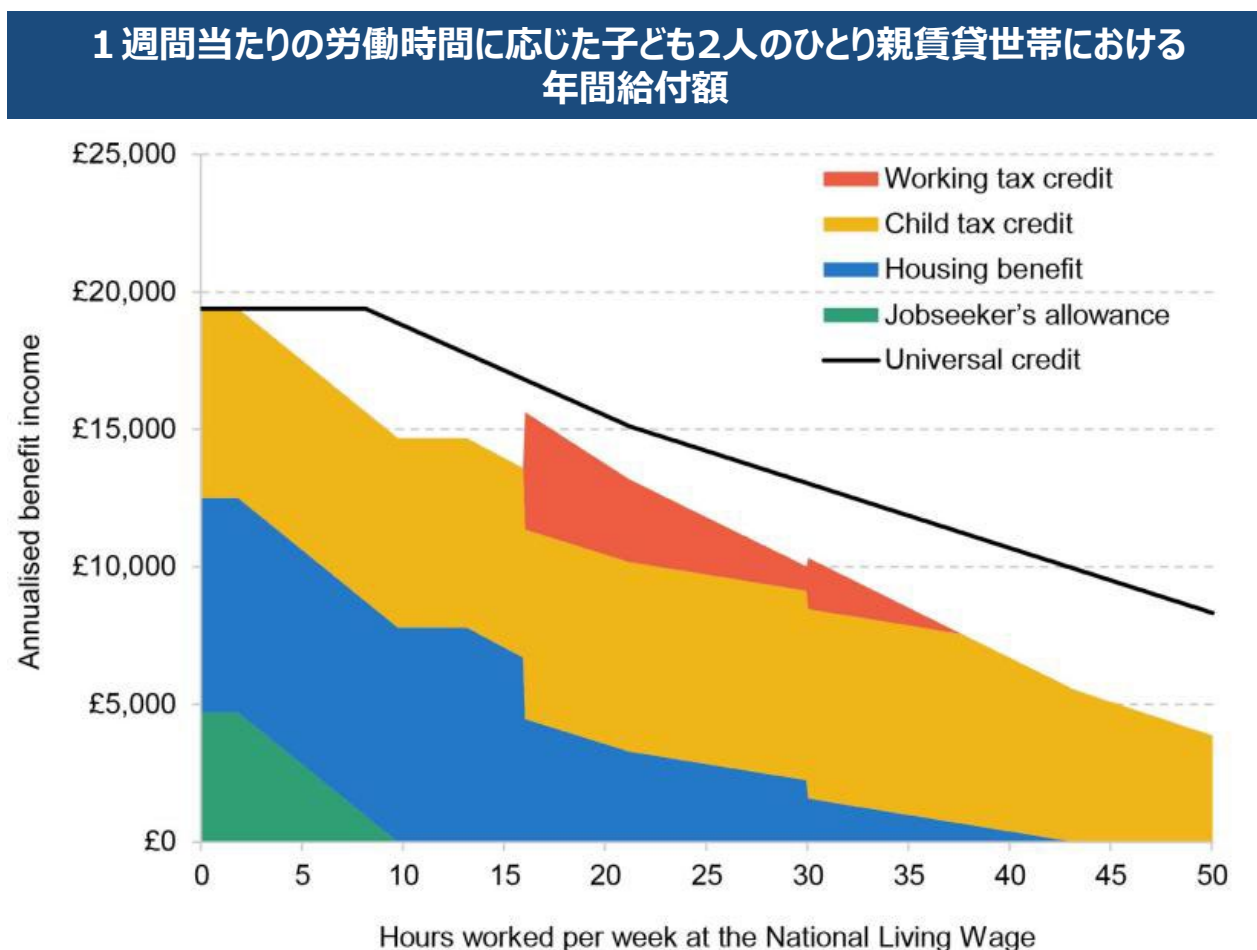


(出所) 翁百合 (2026) 「低所得の勤労層への支援の検討」NIRAオピニオンペーパーNo.89・社会保障国民会議有識者会議資料

(注) 対象者は勤労者世帯。横軸の100は540万円。

コメント2「“給付付き税額控除”にどこまでこだわるべきか？」

- 日本で給付付き税額控除のひとつと紹介されることの多い英国のユニバーサルクレジットは、勤労税額控除、児童税額控除、住宅給付等を統合した「給付制度」で、給付主体も雇用年金省。
- “給付付き税額控除”にどこまでこだわる必要があるか？



コメント3「社会保険方式の役割を守るべきか？」

- 社会保険料の租税化が進んでいるが、社会保険方式には本来的には利点も少なくない。
- 社会保険料の租税化を貫徹すべきか、それとも社会保険料と税の境界線を引き直して、社会保険方式を再強化すべきか？

社会保険方式の利点	実際
1 給付と負担の 関係が明確	■ 保険料のうち他制度への移転が増加しているため、給付と負担の関係が希薄化している。
2 制度の拡充や 負担増への理解が得られやすい	■ 負担に見合う給付がなされていないという感覚が広がり、負担増への反発が強まっている。 ■ 「上げやすい税」という位置づけになりつつある。
3 権利性が明確で 行政による選別が少なく スティグマが生まれにくい	■ 自己負担率の引き上げ等によって、給付抑制を図っている。